

## 盛土の総点検の概要

### 1. 総点検の経緯と目的について

#### (1) 総点検の経緯

熱海市の土石流災害を踏まえて、盛土による災害から国民の安全・安心を確保するためには、今後起こりうる局所的な豪雨等の発生を踏まえ、被害の発生を未然に抑える取組を進めることが必要であった。しかし、盛土については、これまで全国の状況を網羅的に調査した事例はなく、その実態は必ずしも明らかになっていなかった。

#### (2) 総点検の目的

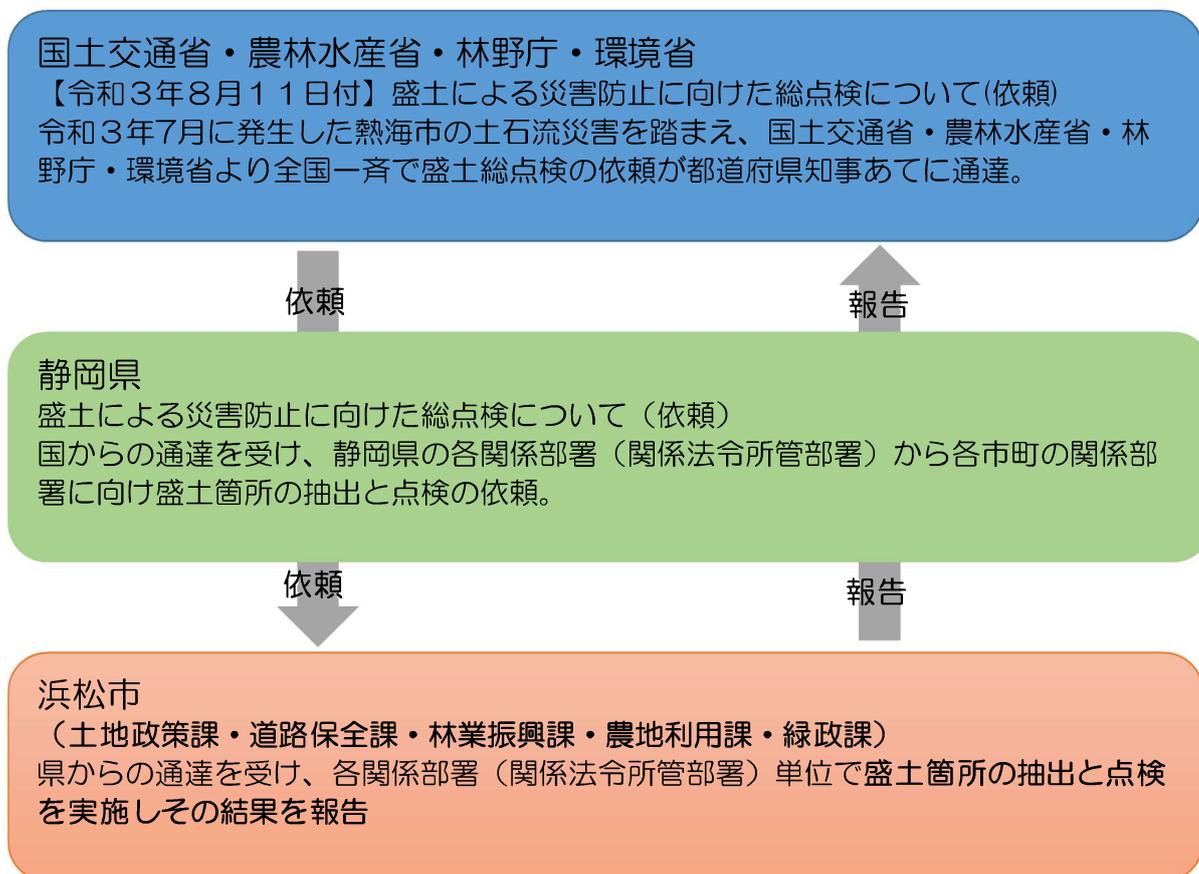
人家および公共施設等に影響のある盛土について、その実態を把握するとともに、危険と思われる箇所については早急に対策を講じる必要があることから、関係機関の連携の下、全国的な盛土の総点検が開始された。

### 2. 総点検の依頼と報告について

#### (1) 依頼と報告

2021年(R3)8月11日に国土交通省、農林水産省、林野庁及び環境省による連名の通知<sup>1</sup>に基づき、浜松市において総点検を実施したものであり、静岡県内の盛土については関係法令毎に県が取りまとめ国に報告した。

#### (2) フロー図



<sup>1</sup> 盛土による災害防止に向けた総点検について(依頼) 総点検資料-1 参照

### (3) 関係法令所管部署

関係法令等	所管課	
	浜松市	静岡県
都市計画法	土地政策課	土地対策課
宅地造成等規制法	土地政策課	建築安全推進課
県土採取等規制条例	道路保全課	土地対策課
森林法	林業振興課	森林計画課、森林保全課
農地法	農地利用課	農地利用課
農振法	—	農地利用課
自然公園法	緑政課	自然保護課
自然環境保護法	緑政課	自然保護課
砂防3法	—	砂防課、河川砂防管理課
大規模盛土造成地	土地政策課	建築安全推進課

## 3. 総点検の概要について

### (1) 総点検の対象箇所

国から示された『盛土による災害防止のための総点検要領』<sup>2</sup>により浜松市として土砂災害をもたらすおそれのある地域内にある近年(概ね 2000 年以降で把握可能なもの)形成された盛土のうち、災害の危険性の有無について、土地利用規制に係る区域ごと及び大規模盛土造成地を対象として優先的に点検すべきとするものを抽出した。

#### I. 盛土の把握

- ①各地方公共団体等が、許可・届出資料等から確認した盛土
- ②盛土可能性箇所データ等から推定される盛土<sup>3</sup>(浜松市は県から情報提供)
- ③浜松市において点検が必要と考える盛土(住民からの通報等から把握した盛土等)

#### II. 重点点検対象エリア及び重点点検箇所

- ①土砂災害警戒区域(土石流)の上流域及び土砂災害警戒区域内(急傾斜地、地すべりのうち斜面末端部より下部を除く地域内)
- ②山地災害危険地区の集水区域(崩壊土砂流出)及び地区内(地すべり、山腹崩壊)  
※人家の保全等に係るもの
- ③大規模盛土造成地<sup>4</sup>(盛土の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上、盛土面の角度が 20 度以上で、かつ、高さが 5m 以上)

### (2) 点検箇所の抽出

- ・ I と II ①②を重ね合わせた箇所及び II ③を抽出
- ・ 土地利用規制の権限を有する各地方公共団体等がそれぞれの観点から抽出

<sup>2</sup> 国からの依頼にあわせ「盛土による災害防止のための総点検要領」が示され、この要領を基にして浜松市として点検箇所を抽出し、盛土の総点検をした。

<sup>3</sup> 国土地理院が作成した地盤データより推定される盛土のこと。地形変更前(2000 年頃まで)と地形変更後(2008 年以降)の地盤データを比較し、標高差+5m 以上かつ面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上あった箇所を抽出。

<sup>4</sup> 平成 18 年度に地震災害に対する意識啓発を目的として「大規模盛土造成地マップ」を HP に公表した。大規模造成地マップならびに緑恵台付近の大規模盛土造成地の拡大図を示す。 [総点検資料-2](#) 参照

### (3) 土地利用規制の区域ほか

区域・その他	点検の対象とした盛土
宅地造成工事規制区域	・宅地造成等規制法の宅地造成に関する工事の許可の対象となる盛土
都市計画区域等	・都市計画法の開発許可の対象となる盛土
砂防指定地 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域	・砂防3法の制限行為の許可の対象となる盛土
農業地域	・農地法の農地転用許可等の対象となる盛土
森林地域	・森林法の林地開発許可等の対象となる盛土
自然公園地域	・自然公園法の土地の形状変更許可の対象となる盛土
自然保全地域	・自然環境保全法の土地の形質変更許可の対象となる盛土
残土条例等	・残土条例等の許可及び届出の対象となる盛土
大規模盛土造成地	・すでに判明している大規模盛土造成地および新たに抽出された大規模盛土造成地

### (4) 点検

各所管部局等は、点検の対象となる盛土のうち、法令等に基づく許可・届出等の内容と現地の状況に関し、次の項目について確認した。

- ①許可・届出等の手続きが必要な規模等である場合に、当該手続きが行われていることを確認(書面による確認)
- ②許可・届出等の内容と現地の状況が相違していないことを確認(面積、土量等を目視で確認)
- ③災害を防止するための必要な措置が取られていることを確認(水抜きの有無等について目視により現地状況に即して技術的に判断)
- ④禁止事項に関する確認(廃棄物<sup>5</sup>の有無等について目視により確認)

<sup>5</sup> 建設廃材(コンクリートガラ、木くず、ビニールほか)など。

## (5) 総点検の結果及び県への報告

### I. 総点検の結果

総点検箇所 233 箇所<sup>6</sup>において異常は確認できなかった。

### II. 県への報告

令和3年9月3日までに所管課からそれぞれ県に点検結果を報告し、令和3年9月 21 日に速報値<sup>7</sup>として県より各市町に報告された。

その後、関係法令の重複や点検箇所の追加などを県が精査し、令和4年3月 29 日に最終値<sup>8</sup>が公表された。

---

<sup>6</sup> 浜松市が点検したすべての箇所のこと。

<sup>7</sup> 県の取りまとめ課である建設政策課より浜松市に報告があったもの。

<sup>8</sup> 建設政策課より公表があったもの。

3 農 振 第 1 2 9 5 号  
3 林 整 治 第 7 2 2 号  
国 総 公 第 8 0 号  
国 都 安 第 2 9 号  
国 都 計 第 6 8 号  
国 水 砂 第 1 6 7 号  
環 自 国 発 第 2 1 0 8 1 1 2 号  
環 循 規 発 第 2 1 0 8 1 1 3 号  
令 和 3 年 8 月 1 1 日

都道府県知事 殿

農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長  
( 公 印 省 略 )  
林 野 庁 長 官  
( 公 印 省 略 )  
国 土 交 通 省 総 合 政 策 局 長  
( 公 印 省 略 )  
国 土 交 通 省 都 市 局 長  
( 公 印 省 略 )  
国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 長  
( 公 印 省 略 )  
環 境 省 自 然 環 境 局 長  
( 公 印 省 略 )  
環 境 省 環 境 再 生 ・ 資 源 循 環 局 長  
( 公 印 省 略 )

盛土による災害防止に向けた総点検について (依頼)

本年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、7月30日の「令和3年7月1日からの大雨に係る支援策とりまとめ」において、盛土による災害の防止に向けた総点検と対応策の検討が位置づけられ、今回の災害対応を教訓として、今後起こり得る豪雨や台風等への対応に万全を期し、被害の発生を最小限に抑えるよう、関係機関が一体となって取り組むこととされたところです。

これを踏まえ、8月10日に、「第1回盛土による災害防止のための関係府省連絡会議」が開催され、盛土による災害防止のための総点検の実施について申し合わせたことから、貴都道府県において把握された盛土について、下記に従い、総点検を実施していただくようお願いします。

総点検にあたっては、人家等に影響のある盛土について、実態を把握するとともに、危険箇所への対応や安全性を確保するために必要な対応策について取り組むことが求められております。

このため、土地利用規制等（宅地造成等規制法、都市計画法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等）や廃棄物の規制（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）を所管する各機関が各々の規制区域及び規制事項の観点から点検することとし、複数の関係機関の連名にて依頼させて頂くものです。

点検にあたっては、各都道府県内の現場が混乱せずに円滑に点検が進められるよう、これらの国の各機関が連携して地方公共団体等をサポートしていくこととしており、国土交通省地方整備局等において、管内の各都道府県におけるとりまとめ部局（例えば土木関係部局）と連携・調整を図ることとしております。

なお、点検の過程で災害危険性を有する盛土の存在が判明した際には、各法令に従った是正措置が講じられるようにするなど、速やかに適切な対応を行っていただくようお願いいたします。

## 記

総点検による盛土の実態把握を迅速かつ適切に実施するためには、土地利用制限の権限を有する各都道府県の各部局がそれぞれ所管の観点から点検を行うことが必要となります。

総点検にあたっては、「1. 重点点検対象エリア及び重点点検箇所」に重点を置きつつ、「2. 盛土の把握」に記載した手法等により点検箇所を抽出し、最終的には「3. 点検の観点」に則って目視による点検を行うこととします。

### 1. 重点点検対象エリア及び重点点検箇所

- ① 土砂災害警戒区域（土石流）の上流域及び区域内（地すべり、急傾斜）
- ② 山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）及び地区内（地すべり、山腹崩壊）
- ③ 大規模盛土造成地

### 2. 盛土の把握

- ・ 許可・届出資料等から確認した盛土
- ・ 盛土可能性箇所データ（国土地理院提供予定）等から推定される盛土
- ・ その他、各地方公共団体等において点検が必要と考える盛土 等

### 3. 点検の観点

- ① 許可・届出等の必要な手続きが行われているか
- ② 手続き内容と現地の状況が一致しているか
- ③ 災害防止の必要な措置がとられているか
- ④ 禁止事項に関する確認

なお、各都道府県において点検を実施するにあたっては、各々の創意工夫等により、点検手法の改善や、各都道府県において必要と考える盛土の追加的な点検等を行うことを妨げるものではありません。点検方法等についてご意見やご提案、ご不明な点等があれば下記の問い合わせ先までご連絡ください。

<問い合わせ先>

【総点検について】

国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課  
隅藏 (内 24551)・武田 (内 24563)・高原 (内 24523) TEL. 03-5253-8111

【各土地利用規制区域間の点検の調整等に関することについて】

国土交通省総合政策局 社会資本整備政策課  
増田 (内 24211)・坂野 (内 24237)・高根 (内 24286) TEL. 03-5253-8111

(農業地域について)

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課  
松浦・高橋・森下 (内 5533) TEL. 03-3502-6003

(森林地域について)

林野庁森林整備部治山課  
三谷 (内 6190)・土井 (内 6195) TEL. 03-3502-8111

(宅地造成工事規制区域、大規模盛土造成地について)

国土交通省都市局都市安全課  
井上 (内 32342)・大久保 (内 32344) TEL. 03-5253-8111

(都市計画区域について)

国土交通省都市局都市計画課  
三浦 (内 32698)・長谷川 (内 32695) TEL. 03-5253-8111

(砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域について)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部 砂防計画課  
永野 (内 36142)・根岸 (内 36134) TEL. 03-5253-8111

(自然公園地域、自然保全地域について)

環境省自然環境局国立公園課  
野川 (内 6448)・山本 (内 6442) TEL. 03-5521-8278

【産業廃棄物に関することについて】

環境省環境再生・資源環境局廃棄物規制課  
畑澤 (内 6884)・小笠原 (内 6894)・田島 (内 6883) TEL. 03-6205-4798

# 大規模盛土造成地マップ

## 浜松市における宅地耐震化推進事業の取組みについて

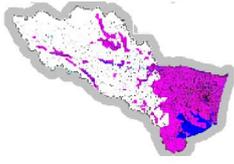
浜松市では、国の定める「大規模盛土造成地の変動予測調査のガイドライン」に沿って平成19年度から第1次調査に着手しました。

第1次調査は、造成前後の地形図を重ね合わせ、大規模盛土造成地を抽出するものです。

その調査対象区域は、浜松市都市計画区域と中山間地のうち集落がある区域を併せた約56,700haです。

そして、第1次調査の結果を踏まえ、市民の皆さまに大規模盛土造成地が身近に存在することを知っていただき、宅地造成に伴う災害に対して理解を深めるため「大規模盛土造成地マップ」を公表します。

調査対象区域

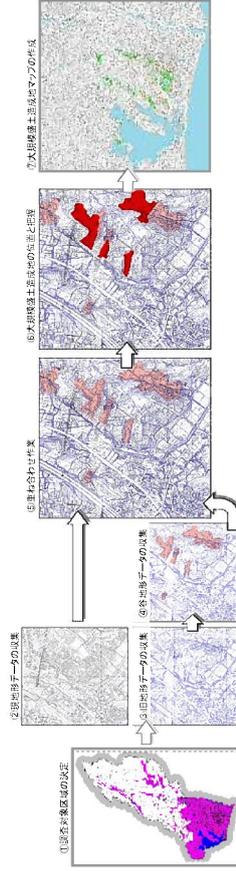


## 大規模盛土造成地マップについて

大規模盛土造成地マップは、昭和20年代から40年代の地形図及び航空写真を造成前、平成17・18年の地形図及び航空写真を造成後として、造成前後の標高差から大規模盛土造成地のおおよその位置と大きさを示しているものではありません。

また、大規模盛土造成地の危険度を示しているものではありません。

### マップ作成までの手順



## 宅地耐震化推進事業について

### 背景

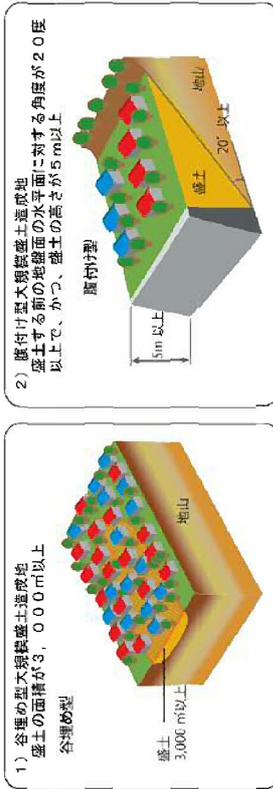
平成16年新潟県中越地震などでは、大規模に盛土造成した宅地において地盤の滑动崩落による被害が発生しました。

国では、平成18年にこのような被害を未然に防止・軽減するため宅地造成等規制法の一部を改正し、「宅地耐震化推進事業」を創設しました。

これに伴い浜松市では、市内に分布する大規模盛土造成地の種類と範囲の情報を市民の皆さまに提供し、地震災害に対する意識啓発を目的として「大規模盛土造成地マップ」を作成いたしました。

### ● 大規模盛土造成地とは…

国土交通省では、次のいずれかの要件を満たす盛土造成地を大規模盛土造成地として位置づけています。



### ● 滑动崩落とは…

滑动崩落とは、地震時に盛土造成地において、盛土の全体または大部分が、盛土の底面をすべり面として流動、変動または斜面下部へ移動する現象で、滑动崩落した造成地の住宅や道路などは大きな被害を受けます。



### 【お問い合わせ先】

浜松市 都市整備部 土地政策課  
〒430-8652  
浜松市中区元城町103-2  
TEL 053-457-2373  
tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

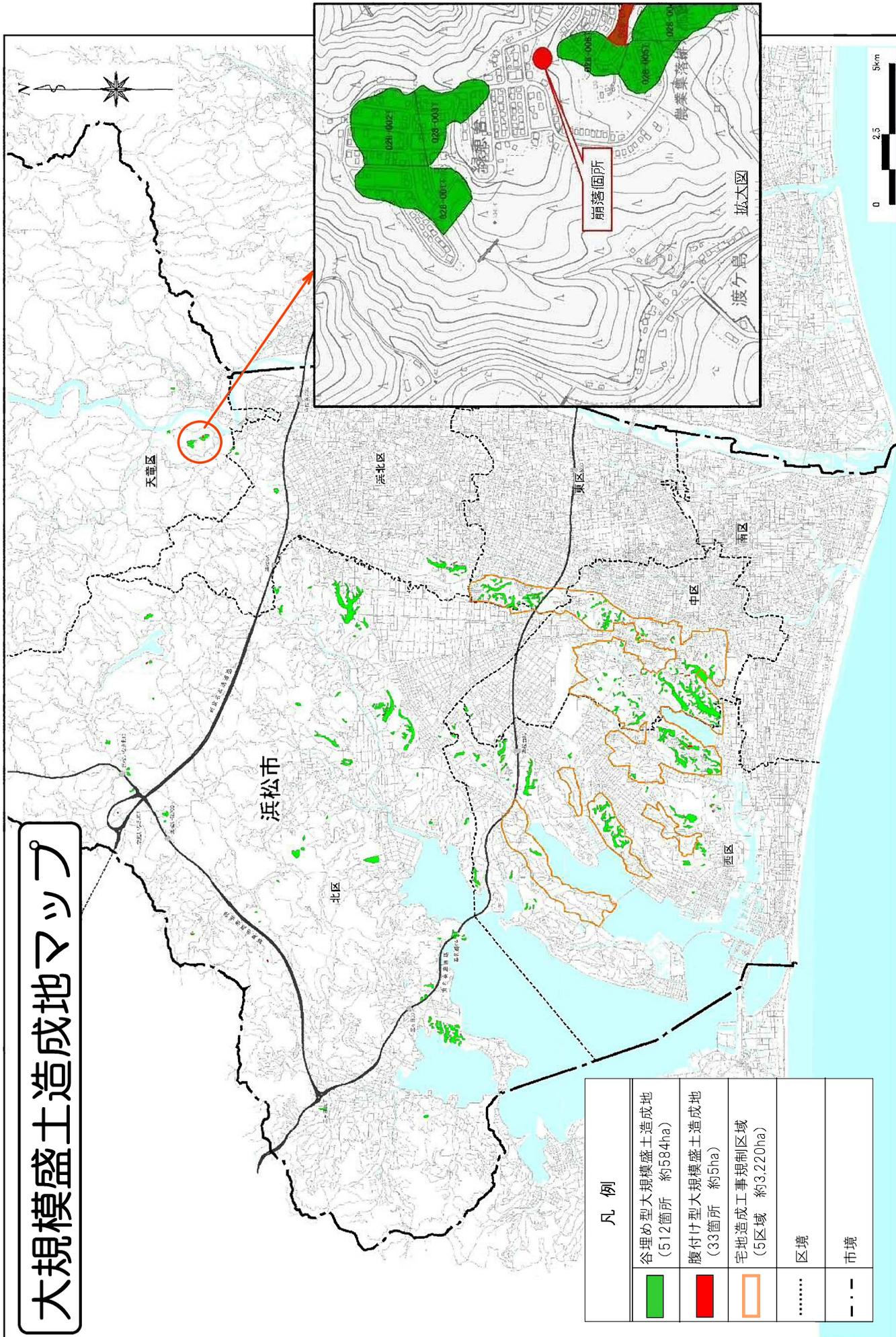
### ◆ 国土交通省 宅地防災トップ

<http://www.mlit.go.jp/crd/web/jigy/jigyc.htm>

### ◆ 浜松市ホームページ 大規模盛土造成地マップ

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/tochi/moridomap/index.html>

# 大規模盛土造成地マップ



凡例	
	谷埋め型大規模盛土造成地 (512箇所 約584ha)
	懸付け型大規模盛土造成地 (33箇所 約5ha)
	宅地造成工事規制区域 (5区域 約3,220ha)
	区境
	市境

・調査の結果、マップで図示した箇所以外に、市内に分布する大規模盛土造成地は確認されておりません。  
また、マップは大規模盛土造成地のおおよその位置と大きさを示しているものではありません。